

地方行政サービス改革の取組状況等(令和3年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
402265	福岡県	宮若市	都市 I-1

(1)民間委託

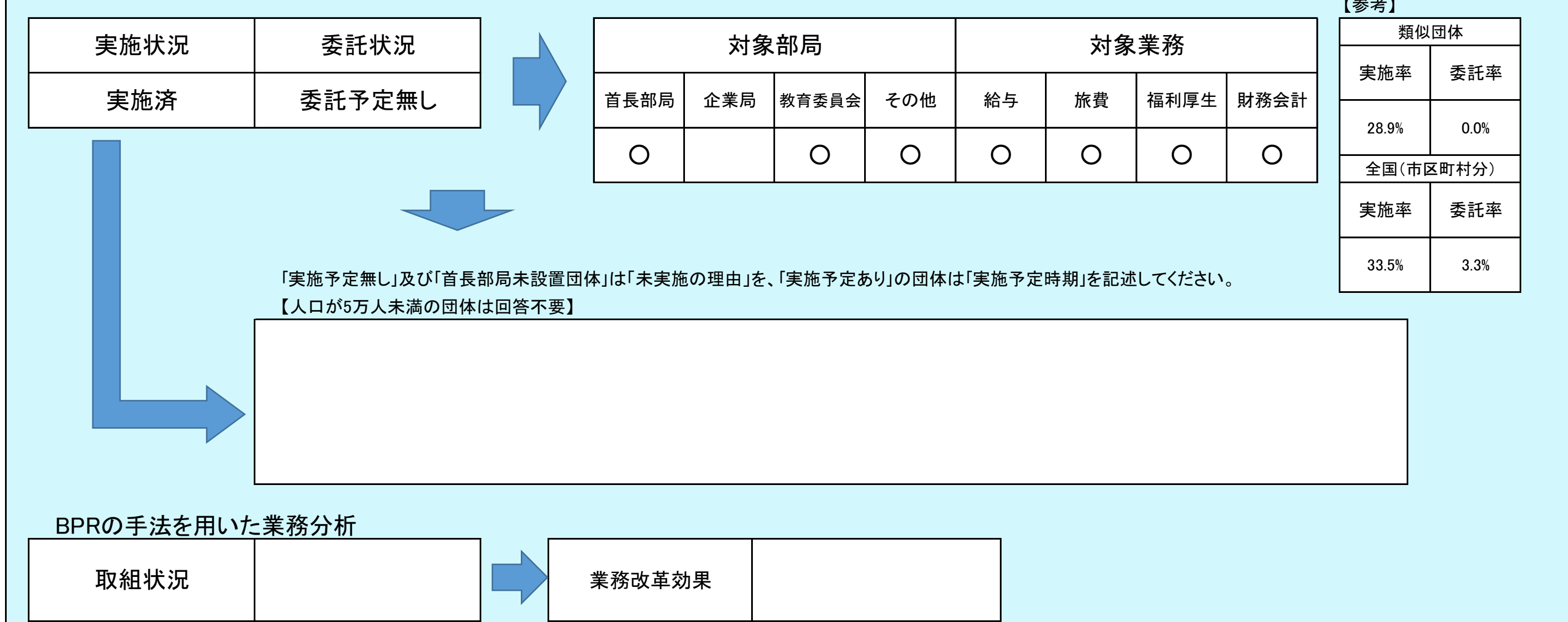
	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】	
			類似団体委託率	全国(市区町村分)委託率
本庁舎の清掃			100.0%	99.6%
本庁舎の夜間警備			100.0%	98.5%
案内・受付			83.3%	89.9%
電話交換			80.5%	92.8%
公用車運転			90.1%	88.6%
し尿収集			99.0%	98.2%
一般ごみ収集			99.2%	97.5%
学校給食(調理)			69.5%	72.5%
学校給食(運搬)			93.5%	91.2%
学校用務員事務			30.3%	38.0%
水道メーター検針			99.2%	99.0%
道路維持補修・清掃等			95.5%	97.1%
ホームヘルパー派遣			100.0%	99.1%
在宅配食サービス			100.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			98.4%	99.7%
ホームページ作成・運営			96.5%	97.8%
調査・集計			95.7%	96.3%

※令和3年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(3)窓口業務



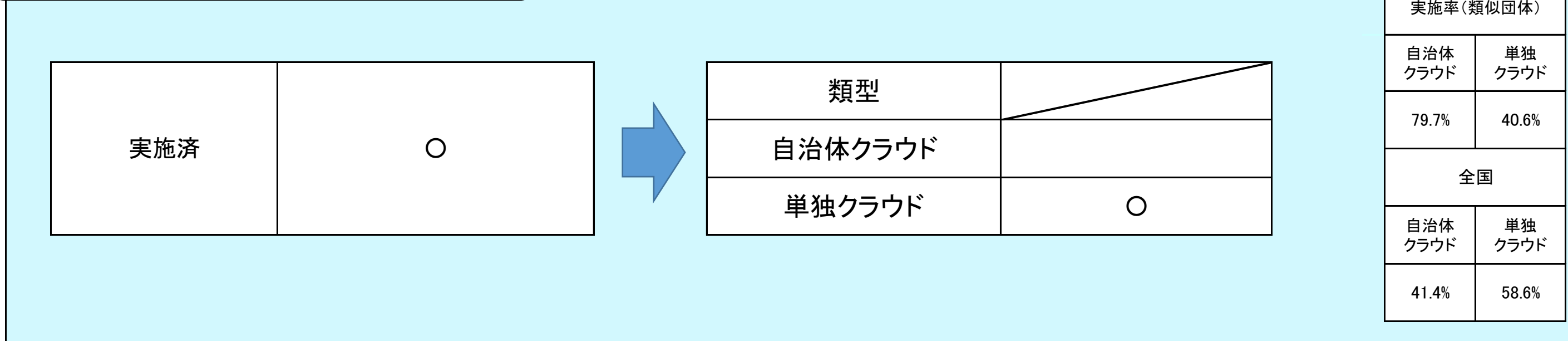
(4)庶務業務の集約化



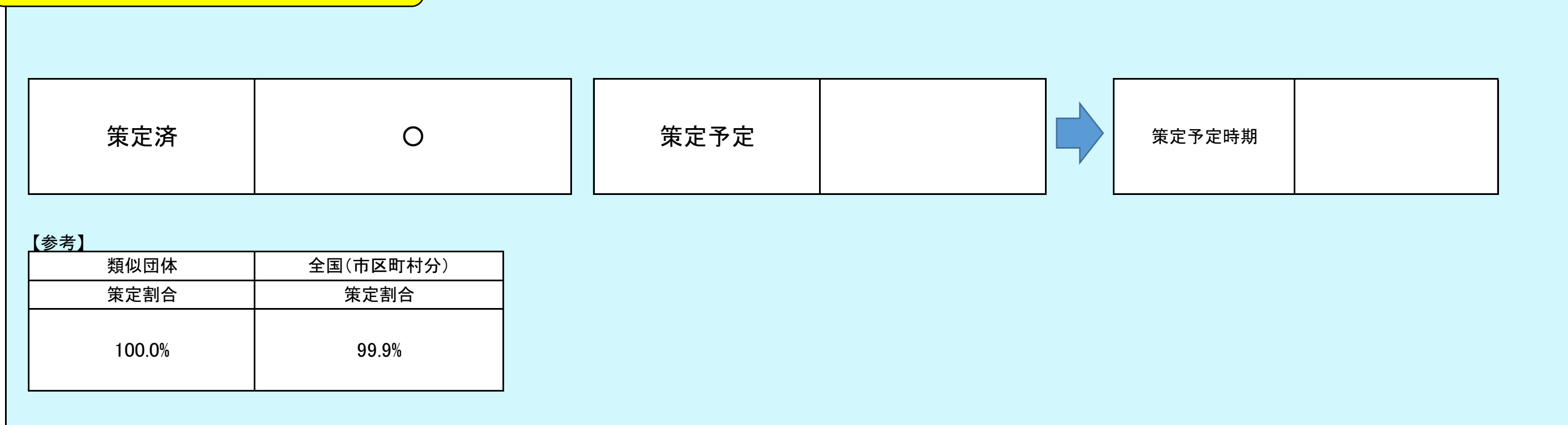
(2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	【参考】	
							類似団体導入率	全国(市区町村分)導入率
体育館	2	0	0.0%	施設の規模等から、指定管理の導入による効果が低いと考えているため。	2	施設の規模から、指定管理の導入による経費の増加が見込まれるとともに、非正規職員のみで対応が可能であるため。	29.0%	40.1%
競技場(野球場、テニスコート等)	5	0	0.0%	施設の規模等から、指定管理の導入による効果が低いと考えているため。	2	施設の規模から、指定管理の導入による経費の増加が見込まれるとともに、非正規職員のみで対応が可能であるため。	44.3%	48.4%
プール	1	0	0.0%	施設の規模等から、指定管理の導入による効果が低いと考えているため。	0		46.2%	52.0%
海水浴場	0	0			0		9.9%	13.7%
宿泊休業施設(ホテル、温泉施設等)	0	0			0		90.6%	85.0%
休養施設(公衆浴場、海・山の遊歩道)	0	0			0		71.2%	75.6%
キャンプ場等	1	1	100.0%		0		54.8%	59.2%
産業情報提供施設	0	0			0		80.3%	75.0%
展示場施設、見本市施設	0	0			0		81.8%	65.8%
開放型研究施設等	0	0			0		66.7%	40.2%
大規模公園	0	0			0		36.8%	44.2%
公営住宅	21	0	0.0%	公営住宅の設置には福祉的な側面があることから指定管理に馴染まないことに加え、指定管理の導入による経費の増加が見込まれるため。	0		6.1%	16.2%
駐車場	0	0			0		22.3%	37.1%
大規模公園、斎場等	0	0			0		18.8%	22.8%
図書館	2	0	0.0%	複合施設ではあるが、施設の大半を図書部分が占め、他は会議室・研修室のみであり、応募者が見込めないため引き続き直営で運営している。	2	図書館運営において、図書司書の配置は必須であり、指定管理を行っていない以上、職員の希少な必要だと考えている。	13.9%	20.2%
博物館	0	0			0		33.4%	28.1%
公民館、市民会館	3	0	0.0%	施設の規模から、スポット的な業務委託を除いて、職員のみで対応が可能であるため。	2	施設の規模から、指定管理の導入による経費の増加が見込まれるとともに、(非正規)職員のみで対応が可能であるため。	19.8%	22.8%
文化会館	1	0	0.0%	施設の規模から、スポット的な業務委託を除いて、職員のみで対応が可能であるため。	0		33.6%	51.5%
合宿所、研修所等(青少年の家を含む)	0	0			0		50.0%	50.1%
特別養護老人ホーム	0	0			0		66.7%	74.7%
介護支援センター	0	0			0		52.4%	49.0%
福祉・保健センター	1	0	0.0%	施設の規模から、指定管理の導入による経費の増加が見込まれるため。	1	保健業務の実施に当たり、市の保健師の配置が必要であり、かつ施設の規模から当該職員で対応が可能であるため。	49.5%	53.0%
児童クラブ、学童館等	5	0	0.0%	社会福祉協議会に委託を行っているため。	0		11.2%	24.5%

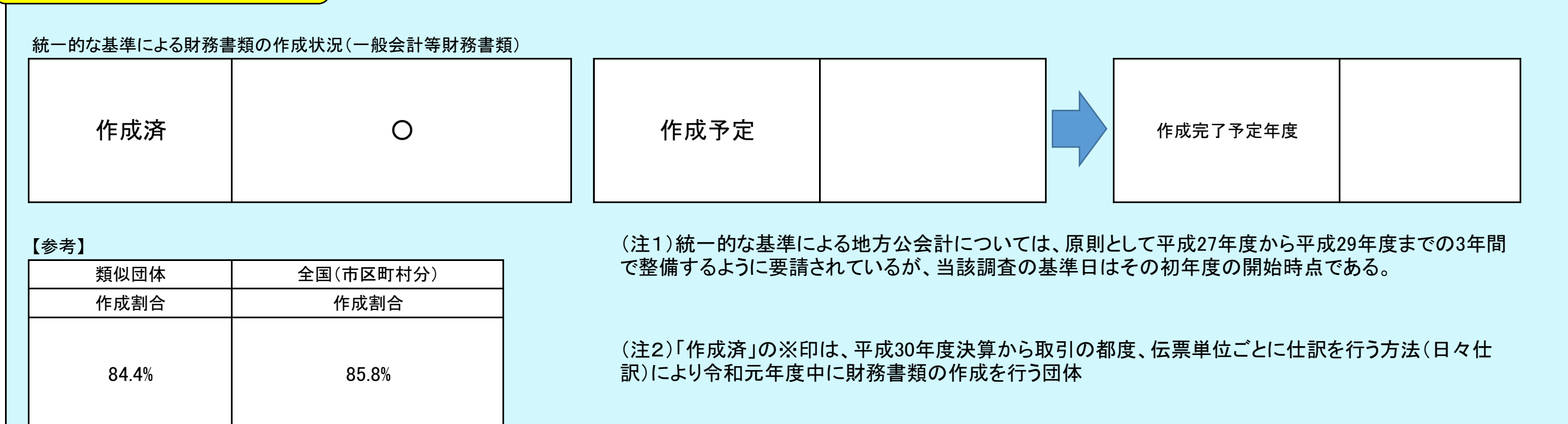
(5)自治体情報システムのクラウド化



(6)公共施設等総合管理計画



(7)地方会計の整備



(注1) 統一的な基準による地方会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2) 「作成済」の※印は、平成30年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により令和元年度中に財務書類の作成を行う団体